

---

# 豊中市地区まちづくり条例

## 地区まちづくり活動団体登録の手引き

---

### 問い合わせ先

豊中市都市計画推進部都市計画課 地区まちづくり係（市役所第二庁舎 4 階）  
〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1  
TEL:06-6858-2197 Mail : machi@city.toyonaka.osaka.jp

## 《目次》

|   |                    |   |
|---|--------------------|---|
| 1 | 豊中市地区まちづくり条例       | 2 |
| 2 | 地区まちづくり活動団体登録制度    | 2 |
| 3 | 地区まちづくり活動団体        | 3 |
|   | (1) 活動内容           |   |
|   | (2) 構成員            |   |
|   | (3) 活動地区           |   |
|   | (4) その他の登録要件       |   |
|   | (5) 団体登録の有効期間      |   |
| 4 | 地区まちづくり支援制度        | 6 |
| 5 | 地区まちづくり活動団体登録申込手続き | 7 |
|   | (1) 手続きの流れ         |   |
|   | (2) 主な提出書類         |   |
| 6 | 注意事項               | 8 |

## 1 豊中市地区まちづくり条例

豊中市地区まちづくり条例は、市民のみなさんが自らの住む身近な地域の環境をよくするため、地区まちづくりに関わりを持つようとするときに、その自発的な活動を行政が支援し、市民のみなさんと協働で住みよいまちづくりを進めるために制定されています。豊中市地区まちづくり条例では、「地区まちづくり」「地区住民」を次のように定義しています。

|         |  |
|---------|--|
| 地区まちづくり | 地区住民が、自らの土地、建物等の利用の改善その他の地区環境を整備すること       |
| 地区住民    | 自ら定める一定の地区において、居住する者又は事業を営む者及び土地、建物等を所有する者 |

## 2 地区まちづくり活動団体登録制度

「まちの将来像を考えたい。」や「良好な住環境をつくりたい。」また「まちに集いの場となる地域拠点をつくりたい。」など、まちづくりを実現するためには、その地区のみなさんで仲間づくりを行いながら、話し合いを進めていくことが有効な手段であると考えます。

市は、住民主体の地区まちづくりの活性化を図るため、豊中市地区まちづくり条例に基づく地区まちづくり活動団体登録制度により、地区まちづくりに取り組む団体の活動に応じた支援を行い、本市の住みよいまちづくりをめざします。

### 3 地区まちづくり活動団体

自らの住む身近な環境を良くするために地区まちづくりに取り組む市民組織は、一定の要件を満たすと地区まちづくり活動団体として登録することができます。

地区まちづくり活動団体は、地区住民に対し、活動内容を公開・説明するよう努め、地区住民や地区及びその周辺の地域のまちづくりに携わる人と協力して地区まちづくりを進めます。

地区まちづくり活動団体として市へ登録すると、地区まちづくり条例に基づく市の支援を受けることができます。

#### (1) 活動内容

地区まちづくり活動団体の活動内容についての登録要件は次の3種類です。

##### ①まちづくり協議会の認定を受け、まちの将来像である「まちづくり構想」を策定、実現するための活動

※まちづくり協議会の認定には地区住民の過半数の賛同が必要です。

##### ②地区まちづくりに係るルールを策定、運用するための活動

例・地区計画などの法制度を活用したルールをつくる。

・土地・建物等の土地利用に関する任意ルールをつくり、運用する。

##### ③地区まちづくりに係るハード整備等の活動

例・空き家改修などによる地域交流の場をつくる。

・通りの改善（情報掲示板の設置、民地内に休憩スペースを設ける等）

・地域のシンボルとなるモニュメントの設置

・公園や公共スペースの利用の改善（花壇や設備の設置等）

※活動内容が明確に定まっていない場合は、登録対象外となります。

やりたいことをどうやって進めたらいいかなど、市職員が地域に出向く「出前講座」やまちづくりの専門家が派遣される「まちづくり講座」などを活用して活動内容を検討していただくことが可能です。都市計画課までご相談ください。

お祭りやイベントなどソフト事業が主な取り組みとなる団体は登録できません。

#### (2) 構成員

地区まちづくり活動団体の構成員についての登録要件は次のとおりです。

①5名以上で構成されていること。

②構成員の半数以上が地区住民であること。

③加入又は脱退が自由で、その運営が民主的になされていること。

### (3) 活動地区

地区まちづくり活動団体の活動地区についての登録要件は次のとおりです。

#### ①一定の規模以上で、自らの地区まちづくり活動に適したもの

\*一定規模とは

- ・道路に囲まれた街区の範囲以上または商店街等の通り単位以上であって、自らの活動内容をその活動地区の地区住民へチラシ配布など説明・周知することが可能な範囲とします。

【「まちづくり構想」を策定、実現するための地区まちづくり活動の場合】

「まちづくり構想」の対象予定地区を活動地区とします。

【地区まちづくりに係るルールを策定、運用するための地区まちづくり活動の場合】

地区まちづくりに係るルールの対象予定地区を活動地区とします。

【地区まちづくりに係るハード整備等の地区まちづくり活動の場合】

ハード整備を行う該当箇所を含み、それを利用する対象住民を想定し、その範囲を活動地区とします。

#### ②地区まちづくり活動内容を同じくする他の地区まちづくり活動団体の活動地区と重複しないもの ただし、地区まちづくり活動の推進において互いに支障がないことが明らかな時は、登録できる場合があります。

#### (4) その他の登録要件

地区まちづくり活動団体のその他の登録要件は次のとおりです。

①次に掲げる市民組織でないこと。

- ア 営利を目的とするもの
- イ 特定の事業等に反対することを主たる目的とするもの
- ウ 特定の者又は組織に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるもの
- エ 公益を害するおそれがあるもの
- オ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの
- カ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- キ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- ク 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者が構成員であるもの

②その他地区まちづくりの推進において市長が不相当と認めるものでないこと。

ハード整備等の活動を行うときは、次の内容もご確認ください。

- ・ハード整備等の活動が、地区まちづくりの推進を目的として豊中市域内において実施するもので、地区住民の共感を得られるものであるか。
- ・ハード整備等の活動に関して、各種関係法令等を遵守し、実施にあたって必要な許認可等を受ける見通しが立っているものか。
- ・ハード整備等の実施予定の土地及び施設の所有者の使用承諾を得ているものか。

#### (5) 団体登録の有効期間（1年更新制）

地区まちづくり活動団体登録の有効期間は、登録を受けた日の属する年度の末日までです。

継続して、地区まちづくり活動を行おうとする地区まちづくり活動団体は、有効期間が満了する日までに更新手続きを行い、登録要件を満たす場合は、翌年度の末日まで、有効期間が延長されます。

## 4 地区まちづくり支援制度

地区まちづくり活動団体が、受けることができる市の支援は次のとおりです。

- ①アドバイザー派遣：まちづくりの制度及び手法などに関する指導及び助言など、技術的な支援が必要な場合にまちづくり専門家を市が派遣します。
- ②コンサルタント派遣：まちづくり構想及び地区計画など法制度を活用したルールの作成に関する指導及び助言など、継続して技術的な支援が必要な場合に、まちづくりの専門家を市が派遣します。
- ③活動費助成：地区まちづくり活動に必要な経費を予算の範囲内で市が助成します。

経費の例：勉強会等の開場使用料や講師謝礼、印刷費、郵送費等

※領収書が必要です。食糧費（お茶・茶菓子代など）は含みません。

### 期間・内容一覧

| 助成対象事業              |    | 地区まちづくり活動   | まちづくり構想を策定                     |
|---------------------|----|---|--------------------------------|
| 助成の種類               |    | ＊まちづくり構想を実現するための活動<br>＊地区計画などの法制度を活用したルールを策定するための活動<br>＊地区まちづくりに係るハード整備等の活動 | ＊認定を受けたまちづくり協議会がまちづくり構想を策定する活動 |
| アドバイザー派遣<br>(単発派遣)  | 期間 | 随時  | 随時                             |
|                     | 内容 | 年 15 回を限度/地区  | 年 15 回を限度/地区                   |
| コンサルタント派遣<br>(継続派遣) | 期間 | 2 年以内 (事業ごと)  | 3 年以内                          |
|                     | 内容 | 年 15 回を限度/地区  | 年 15 回を限度/地区                   |
| 活動費助成               | 期間 | 5 年度以内  | 3 年度以内                         |
|                     | 内容 | 対象経費の 3/4 かつ<br>15 万円以内/年度  | 対象経費の 3/4 かつ<br>150 万円以内/年度    |

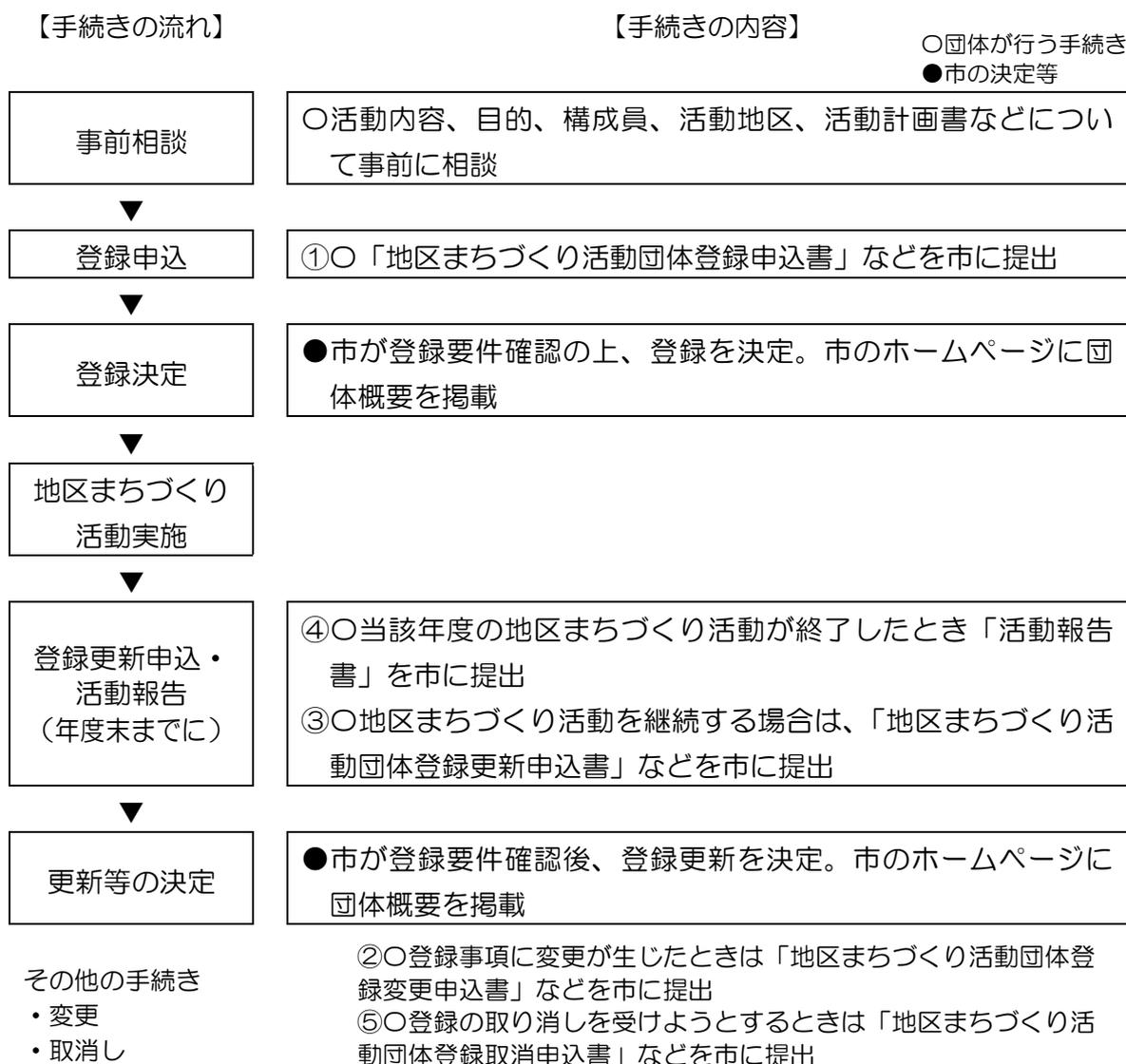
※地区まちづくりに係る任意のルールをつくる活動は、アドバイザー派遣の支援のみ受けることが可能です。

- ④クラウドファンディング活用支援助成：地区まちづくり活動を推進するための経費（主に工事費）をクラウドファンディングにより調達する場合に、手数料の一部を予算の範囲内で市が助成します。

【助成内容】・目標金額を達成した場合に支払う手数料の 1/2（上限 10 万円）  
 ・1 年度につき 1 事業まで

## 5 地区まちづくり活動団体登録申込手続き

### (1) 手続きの流れ



### (2) 主な提出書類

#### ①地区まちづくり活動団体の登録の申込み

| 書類名                         | 内容・説明        | 提出時期                  |
|-----------------------------|--------------|-----------------------|
| 地区まちづくり活動団体登録申込書<br>(様式第1号) | 活動内容・目的・誓約事項 | 事前相談後、<br>活動開始前<br>まで |
| 構成員に関する書面                   | 地区住民の内訳      |                       |
| 活動地区を示す図面                   | 活動地区         |                       |
| 活動計画書                       | 活動スケジュール     |                       |
| その他市長が必要と認める図書              | 上記内容の説明資料など  |                       |

## ②地区まちづくり活動団体の登録の変更

| 書類名                           | 内容・説明       | 提出時期                  |
|-------------------------------|-------------|-----------------------|
| 地区まちづくり活動団体登録変更申込書<br>(様式第4号) | 変更内容・理由     | 登録事項に<br>変更が生じた<br>とき |
| 市長が必要と認める図書                   | 上記内容の説明資料など |                       |

## ③地区まちづくり活動団体の登録の更新

| 書類名                           | 内容・説明        | 提出時期                 |
|-------------------------------|--------------|----------------------|
| 地区まちづくり活動団体登録更新申込書<br>(様式第6号) | 活動内容・目的・誓約事項 | 有効期間が<br>満了する日<br>まで |
| 市長が必要と認める図書                   | 上記内容の説明資料など  |                      |

## ④地区まちづくり活動の報告

| 書類名   | 内容・説明 | 提出時期                           |
|-------|-------|--------------------------------|
| 活動報告書 | 活動実績  | 当該年度の地区まちづくり活動が終了したとき<br>(年度末) |

## ⑤地区まちづくり活動団体の登録の取消し

| 書類名                           | 内容・説明     | 提出時期                 |
|-------------------------------|-----------|----------------------|
| 地区まちづくり活動団体登録取消申込書<br>(様式第9号) | 登録取り消しの理由 | 登録の取消しを受け<br>ようとするとき |

## 6 注意事項

次の事項が生じた場合は、地区まちづくり活動団体の登録を取り消すことがあります。

- (1) 地区まちづくり条例施行規則第3条第1項の規定に該当しなくなったと認めるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により団体登録、団体登録の変更又は団体登録の更新を受けたことが判明したとき。
- (3) 地区まちづくり活動に対する助成金を助成の目的以外に使用し、又は詐欺その他不正な方法により交付を受けたものと認めるとき。
- (4) この条例の趣旨及び目的に適合しない地区まちづくり活動を行っているとき。

令和4年(2022年)4月